

宮古島市の人口

令和6年1月31日現在
※人口は外国人数を含む

(1月の人口動態)
 転入 231 転出 183
 出生 36 死亡 67

総人口 55,695 (+133)

平良	38,568 (+290)
城辺	5,394 (-60)
下地	3,002 (-2)
上野	3,909 (-9)
伊良部	4,822 (-86)

男性 28,242 (+128)
 女性 27,453 (+5)
 世帯数 30,207 (+830)
 (かっこ内は前年同月比較)

創業塾

開催日: **3月19日(火)**
(一日集中コース)

これから商売を始める方へ! 無料セミナー
創業前の初歩的な経営思考について

- 時間 10:00~15:30 (昼休: 12:00~13:30)
 - 場所 宮古島商工会議所 (琉球銀行ビル3階)
- ※弊所の専用駐車場は御座いません、近隣有料駐車場をご利用下さい。

宮古島市特定創業支援セミナー
(セミナー受講だけでは、特定創業支援の申請はできません)
沖縄県「創業者支援貸付」対象条件のひとつです

詳しくは ▶ [宮古島商工会議所](#) 検索

問 宮古島商工会議所 ☎ 72-2779



**【軽自動車税】名義変更や
廃車等の手続きは3月中に!**

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。名義変更・廃車などのお手続きは3月中にお願いいたします!

■各お問合せ先■

50cc~125cc 原動機付自転車
・ミニカー・小型特殊自動車
▶市役所税務課

126cc以上のバイク
▶宮古運輸事務所
☎ 050-5540-2091

軽自動車
▶軽自動車検査協会 宮古分室
☎ 050-3816-3127

問 税務課 諸税係 ☎ 72-3751
内線 2443

i 人権擁護委員のご紹介

宮古島市の人権擁護委員として、令和6年1月1日に法務大臣より委嘱されましたのでお知らせします。

- ・久良安弘 (再任) ・仲宗根啓子 (再任)
- ・平良ヒロ子 (再任)
- ・前里裕輝 (再任) ・上里秩子 (新任)
- ・奥原一秀 (新任)

「人権相談」をご存じですか?皆さんの毎日の生活の中で、「これは『人権問題』でないだろうか?」と感じたり「法律上どのようになるのだろうか?」と思悩んだりすることがあったら相談してください。

人権擁護委員が人権に関する御相談(人権相談)をお受けしています。相談は無料で、難しい手続きは何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。

困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

問 那覇地方務局 宮古島市局 ☎ 72-2639

国家公務員採用試験のお知らせ

試験名	インターネット受付期間
国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験(教養区分))	7月26日(金)~8月19日(月)
国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)	2月22日(木)~3月25日(月)
国家公務員採用一般職試験(高卒者、社会人(係員級)試験)	6月14日(金)~6月26日(水)

- ★人事院 HP「国家公務員試験採用情報 NAVI」もご参照ください。
 - ★受験資格等、詳しくは下記へお問い合わせください。
- 問 人事院沖縄事務所 調査課 試験担当 ☎ 098-834-8400



特別職国家公務員への道 自衛隊への就職案内

募集項目	受験資格	志願受付期間	試験期日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者	3月1日(金)~5月7日(火)	1次:5月17日(金)~26日(日)のいずれか1日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	年間を通じ募集	お問い合わせください
予備自衛官補	一般	18歳以上52歳未満の者	1月22日(月)~4月6日(土)~21日(日)
	技能	18歳以上55歳未満の者	~4月11日(木)のいずれか1日

資料請求



問 自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所 ☎ 72-4742

そらうみ法律事務所
SORAUMILAWOFFICE

無料出張相談会を定期的で開催しています。
日程についてはお電話にてお問合せ下さい。

沖縄弁護士会所属 **3月5日(火)6日(水)開催決定!**
弁護士 **長尾 大輔** (宮古島で7年余り勤務していました)

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドコートビル3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219 「そらうみ 弁護士」で検索

高齢者活躍人材確保育成事業 (公社)沖縄県シルバー人材センター連合

会員募集中! 女性大歓迎

健康で働く意欲のある
60歳以上の皆様へ

随時入会説明実施中! お問い合わせ下さい

(公社)宮古島市シルバー人材センター
TEL (0980) 72-8495

ハンセン病元患者のご家族へ
~対象となる方々に「補償金」を支給します~

この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○請求に関する情報が、請求から受給まで、請求者及びその指定する者に知られることがないように配慮しています。
○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちや質問にも丁寧に答えます。

厚生労働省 電話番号 **03-3595-2262**
厚生労働省 補償金相談窓口 受付時間 10:00~16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)

請求期限は、**令和6年(2024年)11月21日**まで

ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。 [ハンセン病 厚生労働省](#) 検索

(ア) 配偶者(事実婚も含む)	補償金額
(イ) 親、子	180万円
(ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	
(エ) 兄弟姉妹	補償金額
(オ) 祖父母・孫	130万円
(カ) 兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等	
(キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。